

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年5月31日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200738号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300005号

第1 結論

昭和42年*月から昭和48年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年*月から昭和48年12月まで

請求期間について、私が20歳となった頃、私の母親は、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。私は、家業を手伝いながら夜間は大学に通い、母親に国民年金保険料を渡し、母親が納付していた。現在、母親は亡くなっており、当時の年金手帳や領収書は残っていないが、母親は永年、国民年金納付組合長として尽力し、市長から感謝状を授与されており、母親の感謝状が、私の国民年金保険料を納付したことを物語っているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され、年金手帳が交付されていたところ、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「昭和49年3月手帳交付」と記載されているほか、オンライン記録により、請求者の国民年金番号「*」の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得年月日は、昭和49年3月15日及び同年3月16日であることが確認できることから、請求者は、同年3月頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、20歳となった頃に母親が国民年金の加入手続を行ってくれたとする請求者の主張と符合しない。

また、当該加入手続時点では、請求期間のうち、昭和42年*月から昭和46年*月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、国民年金被保険者名簿によると、国民年金保険料の納付状況が記載されている欄において、請求期間直後の昭和49年1月から昭和55年3月までの期間については、国民年金保険料が納付済みであることを示す納付日の日付印が押されているが、請求期間については空欄となっている。

加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索を行ったものの、請求者に対して、上記国民年金番号とは別の国民年金番号の払い出しについては確認ができない。

また、B県A市を管轄していたC社会保険事務所（当時）により、昭和41年*月から昭和42年*月までの期間に同市に払い出された国民年金番号について、国民年金手帳記号番号払出簿において、目視による調査を行ったが、請求者の氏名は確認できない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の母親は既に亡くなっていることから、請求期間の保険料納付状況等について確認することができない。

加えて、請求者は、A市長が請求者の母親に昭和50年10月7日に授与したA市国民年金納付組合長に係る感謝状を提出し、請求期間の国民年金保険料は納付されていた旨主張しているが、当該感謝状の内容からは、請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを推認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。